

廃棄物埋設確認申請データの誤り及び再発防止について

平成28年8月30日
九州電力株式会社

1. 経緯及び再発防止について

- 当社は、平成28年度の玄海の低レベル放射性廃棄物の日本原燃(株)への搬出の準備として、原子力規制委員会への廃棄物埋設確認申請に用いるドラム缶（廃棄体）1,720本分の放射線測定データを日本原燃(株)に提出したところ、搬出予定のドラム缶1本にデータの誤りが確認されました。
- これは、廃棄体の放射線の測定に用いた演算プログラムが、一部正常に処理が行われず、一つ前に測定したドラム缶のデータを出力したためでした。このため、当社及び日本原燃(株)は、平成28年3月18日に、一旦、廃棄物埋設確認申請*を取り下げました。
- また、過去に搬出したドラム缶のデータを調査した結果、安全上問題となるドラム缶がないことを確認し、日本原燃(株)へ報告しています。（ホームページでお知らせ済み）
- 当社は、今回の事象を踏まえ、以下の再発防止策を実施中です。

【演算プログラムの修正】

- ・ 演算プログラムを修正し、その後、検証を行い不備がないことを確認する。
- ・ 演算プログラムに異常が発生した場合、操作画面上に異常表示を行い、視認性向上を図る。
- ・ 異常表示が行われた場合、放射線濃度測定装置を停止する。

【運用の見直し（データチェックの強化）】

- ・ データ処理装置にてドラム缶の放射線を監視し、同じ値が連続した場合は、測定装置を一旦自動停止するよう設備改良を行う。自動停止した場合は、放射線の妥当性を確認し、測定再開の判断を行う。
- ・ 搬出対象ドラム缶全体の放射線及び表面線量当量率の相関を確認し、極端に高い値や低い値のドラム缶がないことを確認する。

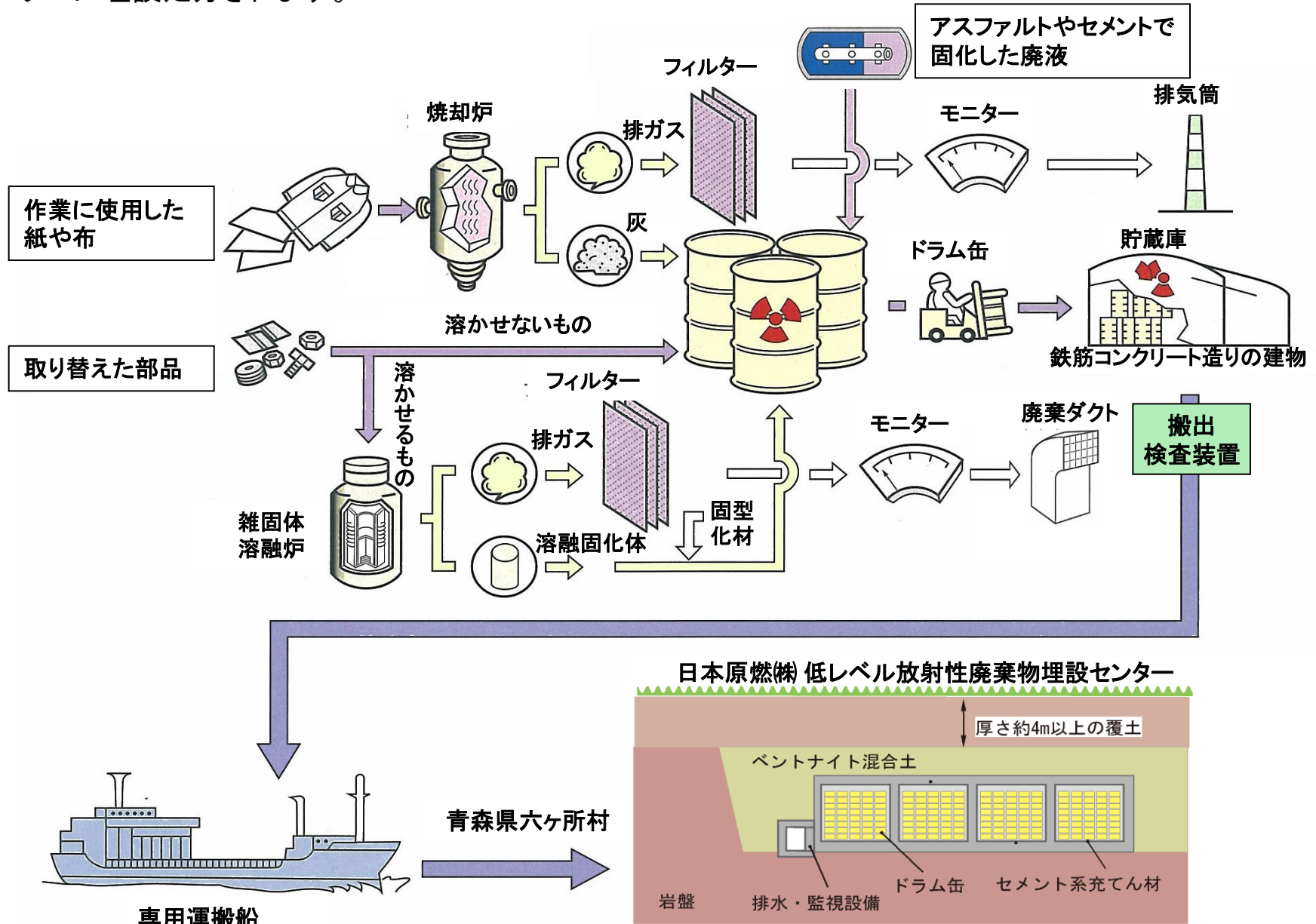
- 当社は、再発防止策を確実に実施し、今後の搬出に向けて準備を進めてまいります。

※廃棄物埋設確認申請書

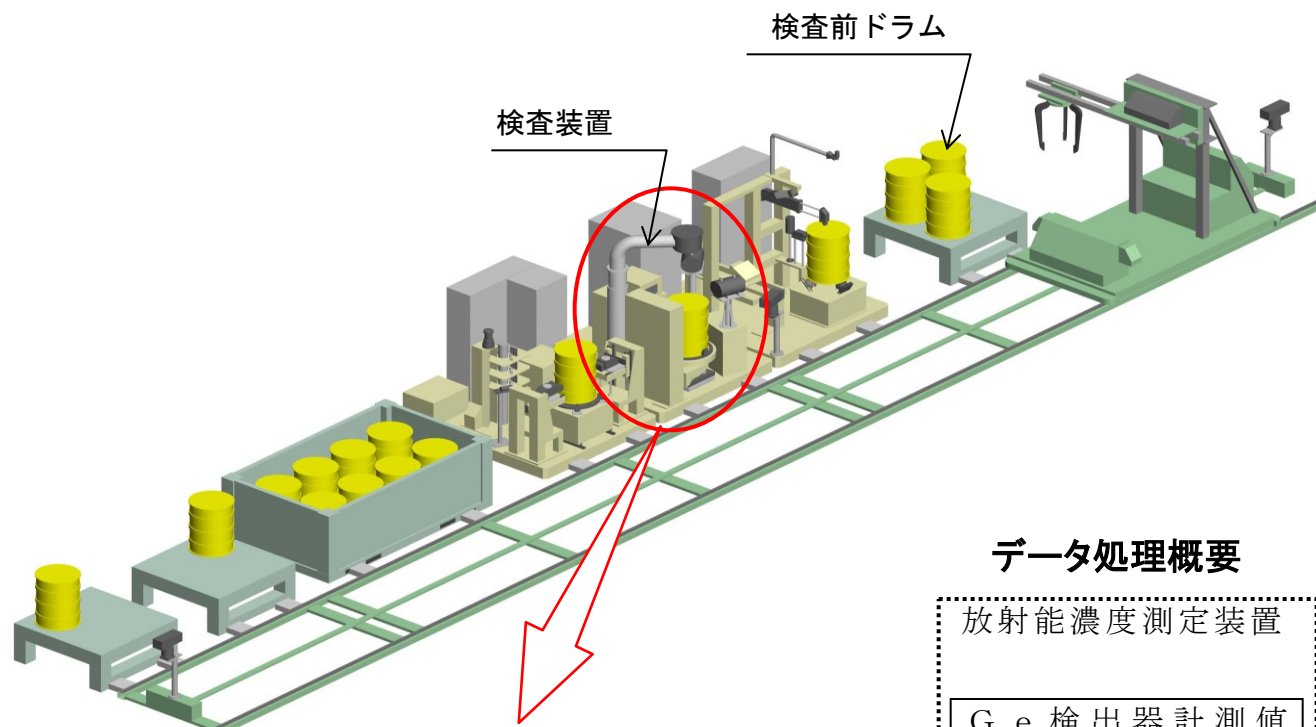
埋設するドラム缶（廃棄体）が法令に定める技術基準に適合していることの確認を受けるため、埋設を実施する日本原燃(株)が、廃棄体の搬出元である当社の放射線測定データ等をもとに申請書を作成し、原子力規制委員会へ提出する。

1.1 低レベル放射性廃棄物の処理・処分

原子力発電所で発生した廃液や焼却灰、金属片などの放射能レベルが低い廃棄物は、ドラム缶に収納します。発電所でドラム缶の搬出検査を行い、日本原燃(株)へ搬出し、青森県六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センターに埋設処分されます。



1.2 低レベル放射性廃棄物の搬出検査装置の概要



データ処理概要

放射能濃度測定装置

Ge 検出器計測値

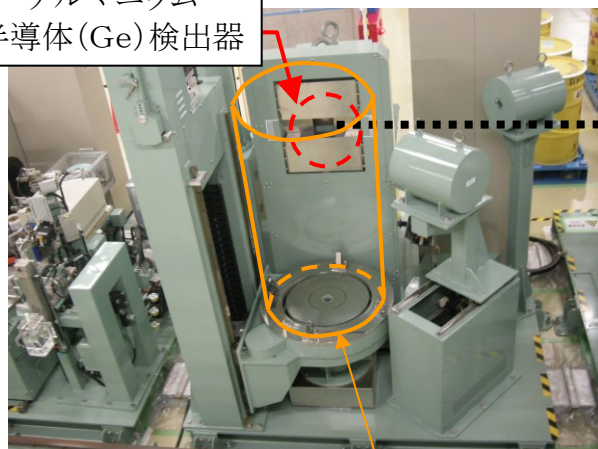


演算プログラム※
(計測値から放射量を算出)

データ処理装置

※極めてまれなケースとして、演算プログラムの不具合により計算が正常に行われず、一つ前に測定したドラム缶のデータを出力

ゲルマニウム
半導体 (Ge) 検出器



ドラム缶

放射能濃度測定装置